

防災

令和2年度の実施日は8月30日
牧之原市総合防災訓練を実施します

問い合わせ 防災課 西原 ☎(23) 0056

本年の総合防災訓練は、新型コロナウイルスの感染予防対策を講じながら実施します。また、大規模地震が発生し、市内全域で著しい被害を受けたことを想定します。一人一人が、訓練を通じて「自らの命は自ら守る(自助)」「自らの地域は皆で守る(共助)」という防災意識を持ち、災害時の対応能力を高めるために、訓練を実施しましょう。

日頃から災害対策

- ・住まいの耐震化
- ・備蓄品や非常持出品の点検
- ・家具などの転倒防止の確認
- ・避難場所、避難経路の確認
- ・家族間での安否確認や連絡方法の確認

サイレンの吹鳴をします

地震発生や津波襲来を想定した同報無線のサイレン吹鳴を計画しています。

新型コロナウイルス感染防止対策
・できる限りマスクを着用して参加してください。
・風邪症状などがある人は参加を控えてください。

総合防災訓練 8月30日(日) 午前9時訓練開始

●訓練事前広報 8月29日(土)

午後7時30分	同報無線で訓練事前広報
---------	-------------

●訓練実施日 8月30日(日)

午前6時50分	同報無線で訓練実施(中止)のお知らせ
午前9時	訓練地震発生・訓練開始「サイレン1分間吹鳴」
午前9時5分ごろ	訓練大津波警報 同報無線で訓練警報発表のお知らせ
正午ごろ	同報無線で訓練終了のお知らせ

・参加者同士が過度に密集することがないようにしてください。
・流行の状況によっては、内容を変更する場合があります。

情報

令和元年度の運用状況をお知らせします
情報公開制度および個人情報保護制度について

問い合わせ 総務課 神野 ☎(23) 0050

情報公開制度

市民の皆さんの市政についての「知る権利」を尊重し、市が保有する情報を公開する制度です。この制度により、市政の公正な執行と市民の皆さんの市政への信頼を確保し、市民参加による開かれた市政を推進することを目的としています。

個人情報保護制度

市民の皆さんの個人情報を適正に管理し、市政の適正かつ円滑な運営を図るとともに、個人の権利利益を保護することを目的とする制度です。この制度により、市民の皆さんに信頼される市政を実現することを目的としています。

個人情報の取り扱いや管理

市では、さまざまな事務の執行に当たり取り扱う個人情報を「個人情報取扱事務登録簿」に登録するとともに、適正な管理に努めています。この登録簿は、情報公開コーナー(棟原庁舎2階市民ラウンジ、相良庁舎1階ロビー)で誰でも見ることが出来ます。

●牧之原市情報公開条例に基づく実施状況(令和元年度)

開示請求延べ人数	37人	
実人数	22人	
開示請求件数	37件	
開示・非開示 決定件数	全部開示	28件
	部分開示	7件
	非開示	2件

●牧之原市個人情報保護条例に基づく実施状況(令和元年度)

開示請求延べ人数	9人	
実人数	7人	
開示請求件数	9件	
開示・非開示 決定件数	全部開示	4件
	部分開示	4件
	非開示	1件

統計

国内に住んでいる全ての人が対象です
国勢調査にご協力をお願いします

問い合わせ 秘書政策課 渥美 ☎(23) 0052

国勢調査は、国内に住んでいる全ての人を対象とし、人口、世帯の実態を明らかにする最も基本的で重要な調査です。5年ごとに実施され、今回が21回目となります。調査結果は、社会福祉、労働雇用、生活環境の充実など私たちの暮らしのために役立てられます。よりよい地域づくりのために、調査へのご協力をお願いします。

調査員

調査員は、総務大臣の任命による非常勤の国家公務員です。

調査方法

9月上旬から調査員が各世帯を訪問し、調査票、記入のしかた、インターネット回答用の個人識別

番号や利用案内、郵送返信用封筒などを配布します。

今回の調査では、▼スマートフォンやパソコンを使用してインターネットで回答する方法▼紙の調査票へ記入し返信用封筒で郵送提出する方法▼紙の調査票を調査員に提出する方法があります。

インターネットでの回答は記入項目が自動で表示され、短時間での回答が可能です。また、24時間いつでも好きな時に回答ができ、返信用封筒を投函する手間や調査員の回収を待つ必要もなく、とても便利です。ぜひインターネットによる回答を利用してください。

調査項目

調査項目は、氏名や世帯員の出生年月、配偶者の有無、就業状態、仕事の種類などです。

情報の保護

回答された内容は、国により厳重に管理され、国勢調査の結果作成以外には使用されません。

政策

申請期限は8月17日(日)まで
特別定額給付金の申請はお済みですか

問い合わせ 秘書政策課 飯田 ☎(23) 0052

5月から受付を開始した特別定額給付金(10万円)の申請期限が近づいています。申請期限は8月17日(日)(オンライン・郵送とも)となりますので、お忘れのないようご注意ください。不明な点がございましたら、相談窓口にご連絡してください。
▶相談窓口 ☎030066

[ポルトガル語]
já se inscreveu ao auxílio de \100.000 do governo?
Está quase encerrando as Inscrições que iniciamos em maio.
Informamos atentamente que o prazo final será até dia 17 de agosto,segunda-feira(via online e correio)Em casos de dúvidas entre em contato conosco pelo número 0548-23-0066

看護

組合立静岡岡県中部看護専門学校
学校見学会の参加者を募集します

問い合わせ 棟原総合病院組合 木下 ☎(22) 9510

将来看護師を目指している皆さんや看護職について関心を持っていらっしゃる皆さん、実際に学校に来てわかることはたくさんあります。

本年度は新型コロナウイルス感染症防止対策のため、オープンキャンパスは中止し、学校見学会のみ実施します。

対象 中学生以上(保護者同伴可)
日程 9月9日(日)・9月18日(日)・11月12日(日)
時間 いずれも午後5時〜午後6時30分(受付開始10分前)

内容 学校説明、受験案内、校内見学、個別相談など
持ち物 スリッパ、靴入れ
定員 各回25人(申込順)
申込方法 学校ホームページから申し込む。
その他 車での来校を希望する人は申込時に登録してください。
参加問い合わせ
組合立静岡岡県中部看護専門学校
☎054(6229) 4311
☎054(6229) 4313



学校ホームページQRコード

国勢調査 2020



国勢調査のポイント

- ①5年ごと10月1日が基準日
- ②国籍や住民登録に関係なく国内に住む全ての人、世帯が対象
- ③調査への回答は皆さんの義務
- ④個人情報厳重に管理
- ⑤誰でも利用できる調査結果

地域や国の現在のすがたを知るためにも、日本に住む全ての人からの回答が必要です。

子育て

ひとり親のご家庭へ、大切なお知らせ
 ひとり親世帯臨時給付金が支給されます
 問い合わせ 子育て課 ☎(23) 0071

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯の心身に特に大きな困難が生じていることを踏まえ、こうした世帯を支援するため「ひとり親世帯臨時特別給付金」を支給します。

基本給付・追加給付ともに、申請期限は令和3年2月26日(日)です。申請書の様式、必要書類などの詳細については、市ホームページを確認してください。

基本給付

支給額

1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円を加算

①令和2年6月分の児童扶養手当が支給される人(※1)

②公的年金給付(※2)を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される人(※3)

③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準になった人

※1 児童扶養手当法に定める

「養育者」も対象となります。

※2 遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など

※3 すでに児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている人だけでなく、過去に児童扶養手当の申請をしていけば、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止されたと推測される人も対象となります。

申請方法

対象①に該当する人は申請不要です。対象②、③に該当する人は、申請書に記入の上、必要書類を添付して、子ども子育て課窓口へ直接または郵送で申請してください。

追加給付

支給額

1世帯5万円

基本給付の対象①、②に該当する人のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した人

申請方法
 申請書に記入の上、必要書類を添付して、子ども子育て課窓口へ直接または郵送で申請してください。

介護

新型コロナウイルス感染症の影響で収入減少が見込まれる人など
 介護保険料の減免が受けられます
 問い合わせ 長寿介護課 河原崎・赤堀 ☎(23) 0076

新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合など、65歳以上の被保険者の介護保険料の減免が受けられます。次の要件に該当し、減免を希望する人は申請してください。

対象期間

令和2年度および令和元年度(納期限が令和2年2月以降分)

対象者

次の①または②にあてはまる世帯に属する65歳以上の被保険者
 ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合
 ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等(※)の減少が見込まれ、次のaとbの両方に該当する場合

a 事業収入等のいずれかの減少額(保険金・損害賠償金など)により補填されるべき金額を控除後の額)が、前年の当該事業収入等の額の3割以上

b 減少見込みの事業収入等に係る所得以外の前年の所得合計額が400万円以下

*「事業収入等」とは、事業収入、不動産収入・山林収入または給与収入のこと。

申請方法
 減免対象となる65歳以上の被保険者と同じ世帯の主たる生計維持者が、長寿介護課窓口へ直接または郵送で申請してください。

申請書類

①申請者の本人確認書類(運転免許証など。郵送の場合は写し)
 ②介護保険料減免申請書
 ③各申請要件に該当することが確認できる書類

令和3年3月31日(日)まで

必要書類

▼事業収入等報告書
 ▼主たる生計維持者の令和元年度および令和2年度の収入状況がわかる書類(給与明細、帳簿など)
 ▼事業廃止または失業したことがわかる書類
 ▼新型コロナウイルス感染症に罹患したことがわかる医師の診断書、入院勧告書など

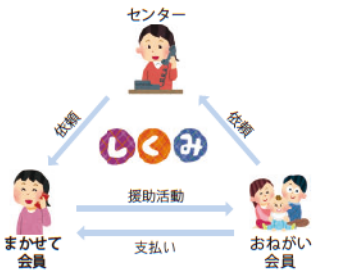
子育て

ファミリー・サポート・センター
 まかせて会員を募集しています!
 問い合わせ 子育て課 子育て支援係 ☎(23) 0071

ファミリー・サポート

ファミリー・サポートとは、地域の中で、育児の援助を頼みたい人(おねがひ会員)と援助ができる人(まかせて会員)が会員となり、育児を助け合う仕組みです。ファミリー・サポート・センター(通称「ファミサポ」)では、おねがひ生後4カ月から小学校6年生までのお子さんの託児や送迎活動を行う、まかせて会員を募集しています。

あなたも私も楽しく暮らせる「まきのはら」を目指して、できることから始めてみませんか。



まかせて会員(育児の援助ができる人)

- ★会員の条件
 - ・市内および近隣市町に住む20歳以上の人
 - ・地域の子育て支援に理解と熱意がある人
 - ・「まかせて会員研修」に参加できる人
- ★次回研修
 令和3年1月下旬ごろを予定

- ★預かり場所
 まかせて会員宅、支援センター、児童館など
- ★主な活動例
 - ・保護者の健診、通院時の子どもの預かり
 - ・保育園や児童クラブ、習い事の送迎
 - ・保護者の外出やリフレッシュ時の子どもの預かり

*会員登録後「まかせて会員研修」(10時間程度)を受講するため、安心して活動に参加できます。

福祉

生活に困窮し、食の支援を望む人に提供されます
フードドライブ事業へのご協力をお願いします
 問い合わせ 社会福祉課 鈴木 ☎(23) 0070

市では、フードバンク事業に参加し、毎年フードドライブを実施しています。寄贈された食料は、認定特定非営利活動法人「フードバンクふじのくに」を通じて、生活に困窮し、食の支援を望む人に提供されます。ぜひ、ご家庭に眠っている食料を提供してください。

実施期間

8月1日(日)〜31日(日)

BOX設置場所

- ▼榛原庁舎▼相良庁舎▼さざんか▼地頭方幼稚園▼地頭方保育

令和元年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律(食品ロス削減推進法)」が施行されました。それに伴い、市でもフードバンク活動の支援を積極的に実施しています。



さざんかに設置されたBOX(以前の様子)